○碓井委員長 それでは、時間が参りましたので、第9回「専門小委員会」を始めさせて いただきます。

本日は、全国知事会、中核市市長会、特例市市長会から大都市制度に対する御意見を聴取することといたします。

まず、御多用の中、御出席を賜りましたお三方を御紹介いたします。

それぞれ一言ごあいさつをいただければと存じます。

まず、全国知事会副会長の上田清司埼玉県知事さんでございます。

○上田知事 こんにちは。

御紹介いただきました全国知事会から参りました埼玉県知事の上田清司でございます。 本日は、このような機会をいただきまして誠に感謝しております。

大都市をめぐる議論が大きな話題になっておりますが、各都道府県においてもまさにそれぞれの大都市は各都道府県のコアの部分でございますので、ある意味では、大都市問題の議論は都道府県の在り方についても考えなければならない表裏一体とも言うべき問題ではないかと受け止めております。これからも調査会におかれましては、是非、都道府県、全国知事会などの意見についてしっかりヒアリングの機会をいただければ大変ありがたいと感謝するところでございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○碓井委員長 ありがとうございました。

続きまして、中核市市長会地域自律に向けた都市制度再編プロジェクト幹事の仲川げん 奈良市長さんでございます。

○仲川市長 ただいま御紹介いただきました奈良市長の仲川でございます。

本日は、貴重な機会をいただきまして誠にありがとうございます。

中核市市長会では、中核市共通の課題を分野ごとでプロジェクトチームを編成いたしておりまして、私が幹事市を仰せつかっておりますのが、地域自律に向けた都市制度再編プロジェクトというものでございます。本日は、そのプロジェクトの中で中核市共通の課題として出てまいりました、これからの都市制度についての意見をしっかりと述べてまいりたいと考えております。中核市制度を含む都市制度の全体の抜本的な見直しをしていこうということを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○碓井委員長 ありがとうございました。
 - 続きまして、特例市市長会会長の竹内功鳥取市長さんでございます。
- ○竹内市長 鳥取市長の竹内功です。

特例市市長会の会長をいたしております。特例市40市を代表して参加させていただきました。

よろしくお願いします。

○碓井委員長 ありがとうございました。

本日のヒアリングの進め方でございますが、全国知事会、中核市市長会及び特例市市長会からそれぞれ大都市制度に対する御意見を聴取することといたし、その後、お三方の御説明に対しまして一括して委員の皆様から自由に御発言をいただく形で進めることといたします。

それではまず、上田知事より、本日の提出資料につきまして、15分を目安に御説明をいただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○上田知事 それでは、資料を提出させていただいておりますので、資料に沿って御説明をさせていただきます。

全国知事会でも特別委員会をつくって各47都道府県から大都市問題についてのヒアリングを行い、また幹事会・委員会を行ってきたところの部分を集約した形で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、政令指定都市をめぐる問題についてのヒアリングを行ったところですが、都道府 県と政令指定都市間で大きな課題は生じていないという意見が一方であります。

いわゆる二重行政、厳密な意味では二重行政はないと思っております。二重行政サービスはありますが、権限がそれぞれ分かれているわけでございますから、政令市のエリア内における県の権限がないわけですから、そういう意味では、二重行政はないわけですが、二重行政サービスは当然あり得るということを前提に考えておりますが、二重行政について大きな課題があるという認識はないという意見がございます。

また、政令市が二重行政とする例は、役割分担について相互に補完関係が十分になされている考え方もあり得るのではないか。つまり、サービスがより充実しているのではないか。例えば公営住宅でそれぞれ役割を担いながら少し質の違うものを担っていく。病院などでも、例えば都道府県は専門病院を、そして政令市は総合病院をという役割分担もあるのではないか。

協議の場を設けて役割の明確化や適正化を図って、大きな問題は生じていないという意見がございます。政令市のある14道府県のうち11道府県で設置がされております。ないのは、現在のところ宮城、千葉、岡山となります。

道府県と政令指定都市間で課題を指摘する意見もございます。

まず、類似の施策やサービスに関する課題があります。例えば野球場や図書館などの施設が重複し、効率的な行政運営等で問題がある。両者が実施する事業・施設。例えば制度融資、公設試験研究機関等について非効率な事例があるということでございます。

関連する施策のつなぎ目に齟齬が生じている事例でございます。事務配分そのものは法律上明確になっているのですが、例えばこれは埼玉県とさいたま市でもございました。県による河川整備と市が行う下水道整備の事業の調整が不十分であると、効果的なゲリラ豪雨対策などがとれない。市が下水道を整備していても、河川の拡幅工事などが完了していない場合、河川への放流が制約されて、結果としてはゲリラ豪雨を防ぐことができない。

あるいは逆もあるかと思います。河川の整備ができていても下水道整備が終わっていないために、つなぎ目のところがうまくいかないとか、こういったところは権限はきちっと事務配分が、事務上は法律上、完全に明確になっているにもかかわらず、相互の連絡調整が悪いために起こり得る事例は現実にあると思っております。

都市圏全体の広域調整機能が確保されていない事例もありました。新型インフルエンザの対応事例で、大阪府と大阪市などで、大阪府は休校を全面的に展開したいのですが、市はそこまでの認識になく、結果的には市が後で追いかけて休校の措置をとったのですが、タイミングがずれている。つまり、認識に差があったために新型インフルエンザの対応が十分うまくいかなかった例であります。特別救助隊の事例などで、県に権限がないため、知事からの出動要請に対して市長が応じられなかった例などがございました。

事務配分と財源配分にねじれが生じている事例でございます。御承知のとおり、教職員の任命・配置は政令指定都市でありますが、給与負担は道府県という形で、任命・配置と 実際の給与負担とそれぞれ違う形になっているので、一般的に言えば、何かおかしな感じであるということが言えるのかと思っております。

特別自治市構想についての議論でございますが、検討すべき課題が多く、慎重な検討が必要ということが比較的多数の意見でございました。47都道府県に20の特別市が加わることで実態的に67の県をつくることになるのではないか、このような意見であります。

現行の道府県の区域が複数の広域自治体に分割されるおそれがある。

道府県全体の広域調整機能が低下する可能性がある。

1人の長に広域自治体が行う事務まで権限が拡大することで、本来の基礎自治体として の機能が十分発揮できなくなるのではなかろうかという危惧。

税財源が特別自治市市域に偏在する結果、周辺自治体の財政力格差が拡大するおそれがあるだろう。企業の本社なども当然、大都市のコアのところにございますし、個人の所得なども比較的コアのところの人たちの所得が高い。また、法人が当然、大都市の部分に集まっているので、そうしたコアの部分が集中するのがこれ以上あっていいのかどうか。こうした議論が出ております。

最後に、大都市制度の検討に当たっての留意点でありますが、大都市制度の在り方は、 先ほどもごあいさつで申し上げましたが、都道府県制度の在り方と表裏一体でございます ので、そういう意味では、是非全国知事会の意見も十分踏まえて検討していただければ大 変ありがたいと思っております。

更に政令指定都市の状況、人口等の規模、都市機能の集積状況や成熟度などは、まさにさまざまありますので、都市の機能を踏まえた議論が必要ではないか。人口71万人の岡山市から約370万人の横浜市まである。また、それぞれの都道府県に占める人口割合が7.9%の相模原市もあれば、55.9%の京都市もある。面積にしても、150kmの堺市もあれば、1,558kmの浜松市もある。10倍の差がある。また、市域に過疎地域のある政令指定都市もある。

こういう状態もございますので、大都市のみの議論ではなくて、併せて周辺市町村への

影響も考慮した方がいいのではないか。まだ全国知事会として結論が出ているわけではありませんが、こうした意見が要約されたところでございます。

以上でございます。

○碓井委員長 ありがとうございました。

続きまして、仲川市長より、本日の提出資料につきまして、15分を目安に御説明をいただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇仲川市長 改めまして、中核市市長会で地域自律に向けた都市制度再編プロジェクトの 幹事市を務めております奈良市長、仲川でございます。

中核市市長会におきましては、このプロジェクト会議における議論をこれまで行ってまいりまして、昨年11月には「地域自律に向けた都市制度の見直しに関する提言」をとりまとめいたしまして、中核市市長会より政府に提出させていただいたところでございます。

本日は、この提言とりまとめに至る議論を中心にお話をさせていただき、一部、一市長としての意見も加えさせていただければと考えてございます。

まず初めに、お配りをさせていただいております資料の2ページ、既に御存じのように、中核市制度は、第23次地方制度調査会の答申に基づき、できる限り住民に身近なところで行政を行うことを主な目的といたしまして、人口30万以上で申出に基づき指定を受けた中核市に対し保健衛生・福祉・環境・まちづくりなどの分野で都道府県からの一定の権限を移譲するものでございます。

平成8年に制度ができ上がりましたときには12市でございましたが、現在では41市ということでございまして、日本の総人口に占める割合は13%、約1,600万人を超える状態になってございます。

これまで中核市は、住民に身近な基礎自治体の1つの都市制度の在り方、モデルといた しまして、地域の自主性や自律性を向上させ、地方分権の担い手であるという自負を持っ て取り組んできたところでございます。

3ページ、しかし一方で、この中核市制度にはさまざまな課題、そして限界がございます。今、41の中核市の中でも、アンケートをとりますと、ほとんどの市が十分な権限、財源の移譲がなされていないことを大きな問題として考えてございます。私たち中核市といたしましては、総合的で自律的な基礎自治体としての能力、そして規模を十分に有しているという自負を持ってございますけれども、一方で、それに見合う十分な権限と財源の移譲が行われていないということがございます。

例えばかねてより問題と提言をいたしてまいりました教職員の人事権についてでございますけれども、現在、県費の教職員につきましては、人事権や学級編制等にかかる権限が都道府県にあり、例外的に政令指定都市には人事権、中核市には研修に関する権限が移譲されているだけでございます。中核市では、現在、地域の教育に熱意を持って取り組む優秀な人材の育成に努めているところでございますが、研修で育成をした教職員もその成果

を十分に発揮する間もなく県の意思で異動することもございます。こういったことを考えれば、やはり人事権を一体として移譲することが重要であると考えております。

また併せて、財政上の特例としては、地方交付税上の措置のみでございまして、中核市は県から事務の移管を受けているにもかかわらず、これに対応する財源が県から明確に移譲されていない状況がございます。また、中核市であることによりまして、通常の一般の市町村と比べて中核市の場合は費用の自己負担を求められることもございますので、こういった意味で、住民サービスの受益に差が生じている状況がございます。

現在、この中核市制度でございますけれども、中核市になっておる自治体は41でございますが、人口30万以上を抱えているにもかかわらず中核市に移行していない市が15市ございます。この15市に対してもアンケート調査を行いましたところ、ほとんどの市が具体的なメリットが見出せない。もう少し言えば、十分な財源措置が行われていないことを大きな理由としていることがわかってまいりました。既にこの中核市制度自体に大きな魅力がない。平成の大合併が落ち着きましたので、今後この中核市という制度自体が地方分権に大きく寄与することは非常に難しいという現状の認識をいたしているところでございます。

4ページ、都市制度の見直しにつきましては、さまざまな角度で今、論議が行われている最中でございますけれども、そもそもこの都市制度、政令指定都市は50年以上、最も新しい特例市でも10年以上制度が創設されてから期間がたってございます。この間の大きな社会情勢の変化を考えれば、都市制度全般を根本的に見直ししていく時期に来ていると認識いたしております。その都市制度の見直しに当たりましては、主に3つの論点を考えてございます。

1つ目が各都市区分の制度の区分が妥当であるのかでございます。現在は法律上、各都市は人口を1つの物差しといたしまして区分をされておりますけれども、同一の人口であっても面積や都市の形態、住民のニーズの差がございます。こういったものを一律に線引きしていくべきかどうかを改めて論議していく必要があると考えております。

次に、財源の配分でございます。現在、財政上の特例は、一部を除き地方交付税上の措置でございますけれども、負担と受益の関係を明確化するために、権限に対応する財源を確実に移譲するとともに、国の責任において実施すべき施策や、地方では裁量の余地がほとんどない事業について国としての財源担保が重要であると考えてございます。

この辺りは、近年の政府もしくは政府・与党のさまざまな新規施策が国の主導によって 取り組まれるわけですが、現場の基礎自治体ではほとんど裁量の余地がない。それにもか かわらず、財源の一部の負担を求められるという非常に矛盾した状況がございます。こう いった中で、今、論議となっておりますナショナルミニマムに対する責任を国、都道府県、 市町村、どこが果たすべきかについても根本的な論議が必要であると考えてございます。

次に、大都市などの、現在は「特例」という形の自治法上の位置づけがございますけれども、既に政令指定都市、中核市、特例市の3つの都市制度で併せて、全人口に占める割合でいいますと、42%の人口を抱えてございます。そういった状況を考えたときに、いつ

までも「特例」という扱いで論議をしていくべきなのか。私どもはもう一度、根本的な位置づけをし直す必要があると考えております。

5ページ、この内容が昨年11月に中核市市長会といたしまして、政府・与党に対して提出をした「地域自律に向けた都市制度の見直しに関する提言」でございます。先ほど申し上げたお話にも少し重複いたしますけれども、中核市が自律的な都市経営を行い、市民サービスを責任を持って果たしていくために必要な権限と財源の移譲を求めるというものが中心でございます。

また併せて、中核市がいわゆる地方都市などの中核的な役割として近隣の市町村も巻き込んだ形での広域的な連携をよりスムーズに進めるための要件緩和、制度設計を求めているものでございます。

こういった中核市市長会全体としての動きがある一方で、個別の取り組みといたしまして、例えば本日、姫路市さんも御参加いただいておりますけれども、兵庫県におきましては、姫路市、尼崎市、西宮市など、県下の中核市とさまざまな議論が行われております。特に姫路市さんが中心となりまして、兵庫県下の中核市とともに、県から中核市への権限移譲の在り方について新たな別枠での議論が行われていることもございます。この辺りも、今の都市制度に対する大きな制度設計の見直しを求める動きの1つではないかと考えているところでございます。

6ページ、このような論議を踏まえまして、中核市市長会全体としての考えと併せまして、私どもの独自の私見も少し含みますけれども、今後のあるべき地方制度、大きな改革をしていくために何が必要かを改めて書かせていただいております。

そこで共通をいたしますのは、一国民の立場からすれば、大都市であるのか、そうでないのかによって住民が受けるサービスや保障されるナショナルミニマムに差があってはいけないということでございます。すべての住民が最も身近な基礎自治体を核として、総合的な行政サービスを受ける権利を有していると考えてございます。そのために、中核市制度を含めて、都市制度を一旦すべて廃止を行いまして、補完性の原理原則に改めて立ち戻った基礎自治体を含め、広域自治体、そして国の三層構造の全体の大きな見直しを図るべきであると考えております。

その中では、図示しておりますように、大きな枠組みを変える際に重複している部分をスリム化することによって国、県、市の全体の行政の規模自体が縮小することも必要でございますし、重複しているのりしろの部分のダウンサイジングも重要だと認識いたしております。あくまで私どもは基礎自治体を大きな担い手と位置づけをして、そこでは補い切れないものを広域化、もしくは国での対応を原理原則とした見直しが必要であると認識いたしております。この中では、国、広域自治体、基礎自治体の役割分担の明確化、基礎自治体の能力や規模の拡充、そして自律、そしてまた都道府県の解体や道州制への論議といったものを含めて、地方から国の形を改めて構築していくことが必要であると認識いたしております。

次のページ、今、申し上げた基礎自治体を中心とした地域自律の確立が今後の我が国における大きなテーマになってまいります。我が国が今後、成長戦略を描く中で、地方を含めた日本全体の都市の再生が重要になってございます。現在、各政党からもさまざまな大都市制度の見直しに関する考え方や法案の原案が示されているところでございますけれども、一方で、地方経済の疲弊、特に大都市への過度な集中、全国的な少子高齢化を始めとしたさまざま課題の進展を考えたときに、地域の基礎自治体が自律できる地域経営が必要となってくると考えております。

図示しているものの中でございますけれども、その中におきましては、真ん中辺りに書いてございますが、1人当たり行政コストが最も効率的なのが人口30~40万である。いわゆる中核市規模でございますけれども、こういったところも1つの再編の大きな柱になろうと考えてございます。

また併せまして、都道府県、いわゆる中間自治体、広域自治体の役割、権限をもう一度 改めて見直していくことも必要な論議であろうと考えてございます。

こういったことすべてを通しまして、日本全体における個性と活気に満ちた自律した地域社会の実現を図ることによって日本全体を活性化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○碓井委員長 ありがとうございました。

次に、竹内市長より、本日の提出資料につきまして、15分を目安に御説明をいただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内市長 竹内です。よろしくお願いします。

特例市市長会からの意見としてアンケート等を3月の段階でとりまとめしまして共通的な内容をここにまとめてみましたので、よろしくお願いします。

今、中核市の仲川市長さんがお話されましたが、中核市のように提言という形でまとめたものはまだ特例市についてはありませんので、大都市制度の在り方という観点からの検討はまだまだ本格化したものではありません。特例市については、大都市制度の在り方の中で特例市がどう考えるかまでの議論は十分なされたわけではありませんが、この制度についての各特例市、40市のアンケート等をとりまして、共通した考え方について数枚のペーパーでまとめてみました。

2ページ、特例市制度についてでありますが、特例市については、中核市の権限を基に しながら適切な事務配分をしようということで、人口は20万以上という基準で平成20年4 月1日から施行されているということであります。

人口的に見ますと、22年の国調で人口19万人から58万人までということで、人口にはかなり幅があります。58という数字でもおわかりいただけますように、中核市の規模を備えた特例市もございます。また、20万以上の都市でも特例市になっていない市も手元の資料

で見ますと、8市あるという状況でございます。

都市制度の制度設計議論の在り方と書いておりますが、3点ほど申し上げたいと思います。

大都市制度の在り方を論ずる前提としては、基礎自治体の在り方を十分整理しておく必要があるのではないか。先ほど中核市の仲川市長さんからも強調されたと思いますが、基礎自治体が住民に一番近い自治体として大きな役割を果たすことは自覚しているわけですが、いろいろな場面で基礎自治体がどこまでの責任を負うのかは改めてこの機会にまず前提として整理しておく必要がある。

東日本大震災などがありまして、市町村の災害における役割なども非常に大きかったと思いますし、法律上もそうなっていますが、県との関係などもどう整理していったらいいのか必ずしも明確でないように感じます。災害が大規模になれば他県からの避難者といった問題にどこがどう対処するのかとかいろいろな問題が想定できる、あるいは現実化しているわけで、そういったことについても議論があると思います。

基礎自治体は福祉などについて大きく対応していますが、福祉の課題がこれからも増大する中で基礎自治体がどこまで担うのか。また、国民健康保険などの問題も広域化の議論が始まっておりますが、基礎自治体の在り方なり業務の範囲、県なり広域自治体との関係が十分に、基礎自治体としては何をやるべきかというところで重要だと思います。

特例市は、地域の中で中核的な都市として都市機能を担うことが期待されております。 鳥取市の場合でも、周辺の町との関係で、定住自立圏などの制度もあるわけですが、いずれにしても、都市的な機能を鳥取市に求める、あるいは働く場を求めることがあるわけですが、そういった役割を果たす上で必要な財源が果たして十分あるのかと考えてみますと、必ずしもそうでもないこともあります。これは中核市さんでも一緒だと思いますが、このような広域的な役割を認めていただいた上でどのような制度設計を考えていただけるのか改めて問題提起をしたいと思います。

国や県等の広域自治体、広域連合等もありますし、広域自治体が関与する住民サービスとの関係の整理。さきにも触れましたが、どうしても県が制度をつくりますと、市の負担をほぼ自動的に求めてくることがありますが、県と市がどのような財政負担をして行うべきかについて十分な議論があらかじめされないことが非常に多いので、そういう意味で、私はこういうのは二重行政だとも感じております。特に県の事業などで市町村が負担をする事例があるわけです。国と県の関係では直轄負担の廃止という議論がかなりされましたが、県と市町村の間でのいろいろな議論はまだまだ十分ではないと感じています。

4ページ、基礎自治体の在り方から一連の今、申し上げた流れに触れたものであります。 いずれにしましても、今回、大都市制度の在り方ということで、特例市、中核市あるいは 政令指定都市のいろいろな制度の在り方を検討していただくことは非常に意味のあること でありまして、具体的にこうあるべきだというところまでは今は特例市の中でまとまって いるとは言えませんが、十分に議論を尽くしていただきたいと思います。 5ページ、新たな自治制度の創設と書いてありますが、現行の指定市、中核市、特例市という制度を考えた場合に特例市のメリットはわかりにくい状態があると思いますし、人口規模20万以上、30万以上というのは本当に今、これからの制度としていいのかどうかというのがあります。

このことを考える中で、先ほども指摘をしました20万以上でも特例市にならない例、30万以上でも中核市にならないで特例市になっている都市あるいは中核市にも特例市にもならない都市があると思いますが、こうしたことをどう本来、理解していったらいいのかがあると思います。

自治制度の新たな制度設計においては、特例市にとりましては、地域の実情に応じて権限が選択できる。そして権限の事務量に見合う財源が確保される仕組みが地方自治の基礎自治体として最も望まれていることであるとアンケート等でも把握しております。

現在、先ほど挙げた例でもわかりますように、必ずしも事務量に見合う財源が確保される仕組みが確立されていない。県の権限を受けた場合も一定の財政的な見合いの財源といいますか、補助金的なものをいただくわけですが、これは補助金とは言わないかもしれませんが、交付金をいただくわけですが、必ずしもそれが話し合いの上で決められているかというと、そうでもない。必要額が十分得られていると感じられない実態があると思います。周辺自治体との連携は非常に重要で、定住自立圏とか事務組合、県の中での広域連合とかいろいろありますが、こういった制度もどう整理していくのかが重要なことだと思います。

最後に7ページ、先ほども権限と財源の話をいたしましたが、基礎自治体の首長は住民に一番近いところで意見を聞き、地元に議会があって、議員さんがその地域の中から選ばれていて、大きな役割を果たすべきで、そのためには自らの責任あるいは政策的な判断で主体的に施策を立案、実施できる必要があるので、権限、財源を確保してほしいということがあります。確保しなければならないという使命があると考えています。

国民健康保険の制度、介護保険の制度といったものは、今、福祉という考え方で、どちらかというと市町村の仕事になっておりますが、果たしてこれがいいのかどうか今後の将来の高齢化社会もにらんで検討していく必要があると思います。また、県といっても、大中小とさまざま規模になっているので、単に県という、例えば鳥取県のように人口が今、58万ぐらいの県ですけれども、そういったところともっと大きな県あるいは政令市があったりするので、どう考えていくのか御検討いただきたいと思います。

また、子ども手当とか生活保護は国として責任を持って行われるということであれば、 もっと地方に負担を求めることなくして行われるべきことではないのかと考えております。 私からは以上です。

○碓井委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまからお三方の御説明につきまして御意見、御質問等がありましたら お願いしたいと存じます。 御質問につきましては、同一の質問をお三方、共通に投げかけてくださっても結構です し、勿論個別の質問でも結構でございます。

どうぞお願いいたします。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 私がしたい質問は全部で4点ありますが、名宛人が少しずつ違いますので、 まず、上田知事に対して1つだけお伺いしたいと思います。

特別自治市の構想について慎重な検討を要求されたわけですが、過去に岡山県知事が委員としてここへ来られたときに、道州制と併せてやってくれという感じの発言をなさいました。今日は上田知事の中には道州制という言葉は出てこなかったのですが、やはり一緒に併せて議論してほしいというお考えでしょうか。大都市制度だけ切り離して議論してもらっていいというお考えでしょうか。

- ○碓井委員長 では、知事、お願いいたします。
- ○上田知事 今のところ、全国知事会で道州制については対立した議論があって、集約されておりません。私は道州制論者ですが、知事会を代表してきている以上、そういう立場で物を言うものではございませんが、ただ言えることは、今、既に九州広域行政体と関西広域連合という形の中で、道州制までつながるかどうかわかりませんが、広域行政の先駆的事例ができつつある。

地域主権戦略会議の中で野田総理は法律を今国会で出して、基本的には認めるという形で進めておるところでございますので、一部権限の部分をどうするかとか細かい詰めはあるのですが、基本的には組織体としてそういうものを試験的に先行させようという考え方を持っておりますので、そういう事例を重ねていけば、おのずから道州制の姿も見えてくるのではないかなと思いますし、その関係の中で大都市制度もクリアになってくるかなという考え方を私自身持っておりますが、今の時点では、道州制と直接結びつけた形で集約しているわけではありません。

- ○碓井委員長 太田委員、その次をどうぞ。
- ○太田委員 その質問についてはそれで結構ですが、別の質問をしてよろしいですか。
- ○碓井委員長 どうぞ。
- ○太田委員 第2点目として、中核市市長会と特例市市長会の代表の方にそれぞれお伺い したいのですが、お話を聞いていますと、権限と財源をよこせというのは、ある意味、政 令指定都市も言いますし、もっとぶっちゃけて言うと、あまねく普通の市町村が普通に言 うことですね。地方分権の文脈というのは常にそういう発言で彩られてきたわけです。そ うすると、中核市制度固有の問題ないしは特例市制度固有の問題はありますでしょうか。 それぞれ固有の問題がもしあるのだったら教えていただきたい。

もしないのだとしますと、結構大都市制度にとっては厄介なことで、普通の地方分権を 進めて、市町村がたくさん権限と財源を持てば持つほど大都市という特別なカテゴリーを 置く理由を逆に問わないといけなくなると思います。特に特例市などは、図を見ていると、 この頃は特例市にしかない権限を探すのが難しくなっているし、地方分権を進めれば進めるほど今後も特例市にだけ与える権限はなくなっていくかもしれない。そうすると、いっそのこと特例市というカテゴリーをなくしてしまった方が合理的かもしれないと学者などは考えてしまうわけです。

したがって、その部分について普通の地方公共団体とは違って、特例市なり中核市なり 大都市固有のものが欲しい、それを基礎づけるものとして何かお考えがあれば教えていた だきたいと思います。

- ○碓井委員長 では、仲川市長からお願いします。
- 〇仲川市長 中核市特有のということでございますけれども、原理原則から申し上げれば、 国から地方への移譲という大きな流れがある中で、私ども中核市といたしましては、自律 的かつ総合的な自治を担う能力と規模を一定有していると考えております。

例えばよく言われることですが、医師、保健師、建築、土木などの専門家は小さな市町村では専門家がおりませんので、専門的な観点での業務を執行するには十分ではないと言えます。中核市は、現在、私どもでもほぼすべての業務において専門性と能力、そしてその規模を一定有していると考えておりますので、今後、日本全体をどのような都市区分で再編していくのかという論議の中で中核市が1つの大きなモデルになると思っております。

そういう意味では、大き過ぎる自治体は住民との距離が離れてしまうという部分、小さ過ぎる基礎自治体は、今、申し上げた専門性であるとか、さまざまな行政を担う上での一定の規模が十分ではないことがございますので、今後の中核的な担い手としての中核市制度を1つ大きな位置づけとさせていただいております。

- ○碓井委員長 それでは、竹内市長、お願いいたします。
- ○竹内市長 権限と財源をしっかり確保していただきたいとか、そういうことに関しては確かに一般的にも常に言われることであると思っています。ただ、特例市としての権限は一定上限があるわけで、最初の説明でも触れましたが、中核市に認められている権限のうちより広域のもので、例えば県などでやるのが適当であるものを除いて特例市の権限にという書き方でしたか。権限が必ずしも特例市で、特例市が求めるものに制約があって、中核市に認められている権限を特例市が求めることは通常ではなかなか難しかったりするわけです。

最近、松江市長さんとお話をする機会があったのですが、4月から松江市も特例市になるということですが、中核市に与えられている権限も特例市で持つようになった方がいいと。都道府県の県庁所在都市ならそういうことも考えられるのではないかという話をお互いにしたことがあるのですが、権限、財源が見合うだけではなくて、権限の幅をもっと自由にさせてほしいと。中核市とか特例市の人口区分による差などは要らないのではないか、あるいは県庁所在都市だということを松江市長さんは強調されたのですが、特例市の中でも県庁所在都市が幾つかありますが、中核市さんの方にはよくやりますが、そういった状況の中で、もっと教員に関する権限とかについて思いがあったりしますので、もっと制約

のない状況にしてもらいたいというのがあります。そこの点だけは御留意を、我々はそういう意味で主張しているので、御理解いただきたいと思います。

特例市になるメリットは正直なところ、先ほど私の報告にあったように、なかなか感じにくい実情もあって、特例市になる前から県からの権限移譲で一定の都市計画上の権限の移譲を受けていたりとかということもありますので、必ずしも明確ではありません。しかし、特例市としてより自主性、自立性を高めて基礎自治体としての責任を果たしていこうという意識を持っておりますので、そういった考え方から、特例市の制度なり、特例市の制度をもっと弾力的に権限が多く必要によって選択できること。そしてその財源が見合いで確保できることは基礎自治体として強く求めていることです。

- ○碓井委員長 どうもありがとうございました。 太田委員はまだあるんですか。
- ○太田委員 あと2つありますが、よろしいでしょうか。
- ○碓井委員長 では、次をお願いしましょう。
- ○太田委員 済みません、簡単にします。

先ほどの竹内市長のお答えにもあったのですが、任意に権限を選べるようにしてほしいというところにもかかわるのですが、法制上は事務処理の特例制度とかで用意されていないわけではないわけですね。勿論それは県との合意が事実上、成立しないといけなくて、県が合意してくれないと、だから権限を移せという。財源の話だって県が独自の財政調整のための条例をつくるということも、法制上できないかどうかは議論の余地があるだろうと思うのです。結局、県と市の間で合意が成立しないので、国に何とかしてくれという文脈がある気がします。

要するに国の権限を移せというだけなら国に言わないとどうしようもないのですが、都道府県の権限などをもうちょっと大都市へよこしてくれというのであれば、中で事務処理特例などでうまくやってくださいということも考えられないわけではないわけですね。そこの合意が成立しないので国を動員しようと。このスタンスが1つは大分、地方自治と違うのではないかという気がします。ヒアリングでお聞きすればするほど、地方のいさかいを国へ持ってきている気がしてしまうことがあるわけです。そこは国が出ていくに値する特殊な必要とか、その地域を超えた大きなメリットがあるとか何か言っていただけると、もうちょっと、国が強行的に片方の肩を持つ形で制度を変えることも正当化されやすいのではないかと思ったりもするわけですが、その部分について中核市と特例市はそれぞれどうお考えか。もし知事会にも言わせろということがあればお答えくださっても結構ですが。地方自治に対するスタンスとしてお伺いしたいと思います。

もう一つは小さな問題なので竹内市長にだけお伺いしたいのですが、住民に密着した事務をやらせてくれという一方で、結構人が生きていくのに重要な医療とか介護、福祉系は国でやってくれという感じの御議論です。これは私が社会保障にも興味があるので併せてお伺いしたいのですが、そうすると、具体的に住民に密着した事務として自分がやりたい

とお考えになっている事務は、例えばどんな事務がおありなのかよければ教えていただき たいと思います。

以上です。

○碓井委員長 2つの御質問がございました。

最初の事務処理の特例絡みの御質問です。これはお三方に対する御質問と受け止めますが、上田知事は後でもいいですか。

それでは、仲川市長からお願いします。

○仲川市長 今の論議、先ほどの御質問へのお答えが十分ではなかったかと思うのですが、 どうしても地方が国や、場合によっては中間自治体に対してあれも欲しい、これも欲しい とおねだりをするイメージでとらえられると少し誤解があるかと思うのですが、私どもも 国や県が持っている業務のうち、この部分の権限だけをくれとか、ここだけを譲ってくれ というよりは、どちらかと言えば、私たちができることはほぼすべてやります。もっとも っと仕事をやります。これはつまり、甘えの姿勢ではなくて、より厳しい状況、よりしん どいことでも引き受けますという、ある意味、自律と責任の表れだと考えていただければ と思います。

そういう意味では、先ほど申し上げたように、基礎自治体としてできること。これは現状できるか現状では十分できないかということを超えて、本来、基礎自治体としてするべきことをもう一度改めて見直すことからスタートして、そこで余りあるものを中間自治体や国に対して配分していく形の国と地方が協力をし合って、それぞれの事務事業をもう一度、仕分けしていく発想が必要だと思っております。

もう一点、事務処理の特例の中でやるということですが、今、御存じのように奈良県は関西広域連合に参加しないということで、県内市町村と県とのスタンスの違いも出てございます。こういったことを考えると、より地域自律、より基礎自治体優位ということで考えますと、都道府県の意向次第によって非常に大きな影響を受けることがございますので、本来の地方自治の本旨を考えれば、都道府県と市町村間で議論するだけではなくて、国も含めた三者間での大きな位置づけが改めて必要ではないかと考えているところでございます。

○碓井委員長 では、竹内市長、お願いいたします。

○竹内市長 県と市の間でよく話し合えばという御意見だったと思います。ただ、県と市の間でいろいろ話し合うにしても、実際に権限の移譲に伴う、先ほども例を挙げましたが、移譲したら交付金はどうするか、あるいは今、特例市では認められていない中核市での権限、たしか保健所の実施とかがあると思いますが、福祉とか健康といった観点、市民生活の面から考えると、そういうものは特例市でもやっていくべきではないかということを考えても、現在、中核市になるのが余り積極的でない市があるのでもわかるように、必ずしも保健所の権限を得ても十分な、人的あるいは財政的な措置は特例市には与えられないという見込みを持つ場合が多いようですが、そういったことがあるようでは、当事者同士の

話し合いだけではうまく物事が進まないことがあると思います。

国は現在、財政調整機能を果たしていろいろな助成をいろいろな形でされるわけですが、 そういったことを考えても、単に制度論だけではなくて、財源論にかかわっては国も大き く関与されていることは多いので、国での議論なり、基礎自治体重視という姿勢、必要な 権限を基礎自治体が求めたときは円滑に権限が移譲されて、財源も移譲される仕組みをつ くることはできないか。そういうことを考えております。

- ○碓井委員長 では、上田知事さん、今の条例による事務処理の特例もそうですが。
- ○上田知事 事務処理の特例は、埼玉県の場合だけ見ると184項目を移譲していて、お金のかかりそうなものを一般的に拒否されやすい傾向があるので、裏付けなどをつけたりすればやりますとかという話になってきます。定数などの削減をしておりますので、人員の確保について自信がない場合などは若干の抵抗があったりしますので、パッケージで受けていただいたりする場合もあります。5つぐらいの事務処理をセットでです。

そしてまた、パスポートセンターなどの旅券事務などは幾つかの市町村で、真ん中辺りのこちらに引き受けていただいて、実質的に他のところにも便利な形にしていただこうとか、具体的にくどきも必要です。

多分、地方自治の本旨に従えば、住民自治が一番近い基礎自治体に事務があった方がいいという考え方は私たちも持っています。ただ一方では、反対を受けやすい課題などは逆に市町村に移譲していても、困難だと思ったら県に上げてもらってもいいのではないかということを個人的に思っております。

例えば火葬場であるとか、廃棄物の処理場だとか。500人の人が反対していれば、選挙で1,000票ぐらい変わってしまうから、ひょっとして負けそうだなと思ったら、具体的に必要なことでもやれないとか、そういうことが起こったりするのではないかと危惧しております。

全部何でもやればいいということではなくて、時として民主的にやればやるほど逆に現実に対応できなくなるというのがあるので、そういうのは広域自治体に任せた方がいい場合もあるのではないかという考え方も現実的に考えた方がいいのではないかということを、これはこの論点とは違うかもしれませんが、事務の権限移譲という観点の範囲内で日ごろ考えておりますので、是非こうした部分についても本格的に考えていただければありがたいなと思っております。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

太田委員の2番目の質問は後回しにさせていただきまして、太田委員の先ほどの御質問の趣旨の中には、制度的に事務をよこせと言わなくても解決できるところがあるのではないかという趣旨を含んでいたので、この辺についてほかの委員の皆様から御意見あるいは今日のお三方に対する質問という形で何かありましたら。

では、林宜嗣委員、お願いします。

○林(宜)委員 今、お話を伺っていて、特に特例市だから、中核市だからという議論で

はなくて、基礎自治体に対してもっと財源と権限をというお話ではなかったかなという気がするのです。ただ、能力があるから特例として移譲するんだという話ですけれども、今、水平連携だとか水平補完、垂直補完という議論がある中で基礎自治体に対して移譲すべきだという事務事業は結構あるのだろうなと思うのです。ただ、規模が大きいからとか、能力があるからといった議論ではなくて、むしろ地域における中心性というか中核性といいましょうか、そういうものが特例市とか中核市の場合にはあるのだと思うのです。どうも議論が県と基礎自治体の間の事務配分の話になってしまっている。

中核市のところで周辺自治体との関係とか、中枢性というところがあったと思いますが、 地域の自立を本気で考えていかなければならないときに、特に地域における都市の役割は 非常に重要になってきている。

ところが、エリアが今の行政区域の中で限られてしまっているとか、そういう問題の中で特例市だとか中核市がどのような役割を果たしていくべきで、そのために必要な制度はどうあるべきなのかを考えていかないと、大都市制度の話ではなくて、地方分権の話をしている気がする。

勿論大都市制度は地方分権と切っては切れないわけですが、特に大都市制度の在り方と 考えたときには、行政区域を超えた連携といったことをもっとスムーズに進めるためには どうすればいいのか。こういう話を期待したいと思うのです。

能力がなければ連携して移譲を受ければいいわけで、場合によっては小規模なところは 県がやればいいわけで、そういう話よりはむしろ地域の自立の中で特例市、中核市がどの ような役割を果たしていくべきなのか。少しお考えがありましたらお教えいただきたいと 思います。

○碓井委員長 林宜嗣委員の明快な問題点の御指摘でございましたので、仲川市長、お願いします。

〇仲川市長 今、御指摘いただいた点は、私どもも非常に重視しております。せんだっても、各都市区分ごとの代表の方といろいろ議論をさせていただくと、中核市や特例市、もしくは政令市は自律的に運営していくことが比較的可能な自治体だということはございますが、それよりも規模の少ない、例えば3万、5万、もしくは数千の市であると自立経営が非常に心配だと。語弊がありますが、場合によっては都道府県の庇護がなければ自立するのは困難だという印象も伺いました。

今日、私が提案をさせていただいている中にも少しございますけれども、ある一定の規模を有すること、加えてそこに専門性や体力をつけることが重要だと思います。そういう意味では、今、御指摘いただいたように、現状の能力では担えないのであれば担えるように変えていかないといけないと思っています。その中で、平成の大合併みたいなことをもう一度やるのかといいますと、そこは地域アイデンティティという問題が出てまいりますので、アイデンティティを維持したままで運営面だけをどう合理化できるのかという部分で、中核市の中では定住自立圏の要件緩和も国に対して求めておりますが、個々のアイデ

ンティティは維持した上で、合理的に水平連携をより図るという形で、多極分散型の地域 全体の活性化を進めていきたいと考えております。

○碓井委員長 どうもありがとうございます。

では、竹内市長さん、お願いします。

○竹内市長 今の特例市にしても、その地域の中の周辺の市町村に対して中核都市的な役割を非常に期待されている。しかし、この制度の中では特に留意されていない、その点に注目された余り権限なり財源なりがある状況ではないと。しかし、いろいろな意味でその機能を求められるし、果たさなければならないということで、一部事務組合の管理者になってみたり、定住自立圏を県境も越えて広げていって、いろいろな地域の中で中心市として機能を果たしていくことをしているわけで、そういったことはむしろ特例市においては各都市とも積極的に担おうとしていることがあります。そう理解していただいた上でいろいろな権限と財源の問題についても、あるいはそういった機能を果たしていると基礎的自治体の中でも、そういったことに対してのいろいろな国からの認知なり、配慮、支援といったことはずっと期待しているところです。

○碓井委員長 ありがとうございました。

委員の皆様から今の課題につきまして更に御発言のある方がもしいらっしゃいましたら お願いいたします。

上田知事さん、どうぞ。

〇上田知事 私は、特例市は原則保健所を持つべきだという考え方を持っているのですが、 人とお金の問題もあってそこに踏み切らない特例市も現実にあります。例えば人生の目標 を持った上での健康長寿が一番幸せだと信じているものの1人ですが、そうすると、保健 所とか、市立の病院を持っていれば、市立病院などを1つの基地にしながら、まさに予防 衛生、保健衛生を中心としながら、体力づくりや食育などを通じて健康にしていけば、国 保の問題あるいは介護保険の問題もかなり整理できていくものになっていきます。

まさに県がやりたくても手足があるわけではありませんし、そこまで住民と密着しているわけではありませんから、一番住民と密着している基礎自治体がそういう機能を思い切って取り込まないことには、あとは優先順位の問題だと思います。お金がないのはどこの市町村も同じであり、どこの都道府県も同じで、国もないわけですから、ちょうだいちょうだいの話ばかりをしていても始まらない。

例えば埼玉県は警察官の数が日本一少ないのですが、民間防犯パトロールの団体の数はけた外れに多い。平均の10倍ぐらい多い。それで犯罪を抑止して、犯罪を減らしてきているという自負があります。でも、それに変わるべき何かを見出す努力をしない限り、パイの大きさは同じなのに、あっちでくれ、こっちでくれと言っている限りは問題は解決しないので、少し制度論に偏り過ぎているのではないか。違うコカコーラを飲んだときにすかっとしたと。しかし、それで健康になったかどうかは別問題でありまして、運用の中でどれだけいろいろな形で、いいものを活かすという考え方を。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、県と政令市には二重行政は厳密な意味でないと。政令市の枠の中に我々の権限は公安委員会の警察行政しかないわけでありますから、どこに二重行政があるかというとないわけです。ただし、繰り返しますけれども、二重行政サービスはあります。同じような図書館をつくっていかがなものか。しかも、同じような場所にですね。そういう課題はいっぱいあります。それはまさに知恵が足りな過ぎる。協調補完関係が足りな過ぎるという運用の課題だと思っております。制度に逃げてしまってはいけないなということを最近強く思っております。大変生意気なことを言って恐縮ですが、ときどき制度として用意をされているのですが、お金がない、人手の確保ができないという課題の中で、基礎的自治体としての枠組みを大きく拡大したいという意向がありながらも、そこまで至らない部分は現実にあるのではないかと思っておりますので、生意気ですけれども、言わせていただきました。

- ○碓井委員長 ほかに御発言のある方は。林文子委員、どうぞ。
- 〇林(文)委員 今、上田知事のおっしゃる二重行政はないということで、恐らく二重行政サービスはあるというお考えだと思いますが、私は全く同感でございます。ただ、知事に御提出いただいた資料の1ページ、ずっと書いてあることを拝見いたしますと、まさに政令指定都市の私たちが出してきた課題そのものが書いてあるのです。知事会が御理解をいただいているのだなということはとても感じました。
- 2. 道府県と政令指定都市間で課題を指摘する意見の中の④事務配分と財源配分にねじれが生じているとございます。全くこのとおりでございます。これは全く矛盾した話で、 教職員の任命・配置は私どもがやらせていただいているのです。大変過大なる給与負担を していただいている状況ですが。

知事に御質問させていただきたいのは、ねじれでございますけれども、例えば政令都市が各都道府県様から事務事業を現在、移譲していただいているのですね。それが大体、平成22年度の予算ですと、指定都市全体で3,710億円分の事務事業を代わりにやらせていただいているのです。ただ、税制上の措置がされているのは1,397億円。つまり、2,313億円は指定都市から持ち出ししているのが現状です。

例えばどういうところに持ち出しをしているのかとなりますと、基礎自治体がやって一番効果が出てくるのは児童相談所などは典型ですが、保健所であったり、地方自治法に基づくもので土木の出張所、衛生研究所、定時制高校人件費等々、国・道府県の道路の管理は政令都市で、市域のところをやっています。こういういろいろな事業をやるのですが、この財源が一緒についてこないねじれについては、知事会ではどんな認識でいらっしゃるのでしょうか。

- ○碓井委員長 では、上田知事、お願いします。
- ○上田知事 その部分は政令市が独自に計算された部分ですけれども、基本的には交付税 の措置がされているということではないかなと思っております。

〇林(文)委員 これはいいとか悪いとかという話ではないですが、そういった御認識ですね。それがなかなかうまく私どもはされていなくて困って、そこが広域自治体に対してのお願いみたいになってしまっていると思うのです。

先ほど太田先生が、どうしてもこの話は、基礎自治体は、ともかく財源を一緒にくださいという話によくなりますねと。だから、お願いモードみたいな。私も市長をやっていて足りなくて国に要請に行きますけれども、ただ、何とか投資的な経費と言うのでしょうか、大胆に大都市がマネジメントしていく上で投資ができることによって、硬直化された財政と言われているのですが、大胆に投資をして、活力を生み出して、経済効果を生んで、財源を確保していきたいという自分たちの意思もあります。そういう意味で、独立というか、特別市でもっともっと自分たちでやらせてくださいというお願いをしているということは、ちょうど知事がいらしたのでお話をさせていただきました。

もう一点、2ページ、4. 大都市制度の検討に当たっての留意点、②政令指定都市の状況(人口等の規模、都市機能の集積状況や成熟度など)はさまざまであるので、都市の態様を踏まえた議論が必要と言っていただいていまして、これは私たち特別自治市の中でも本当に文化的、歴史的な差もあるし、市域で全然違う特徴、いろいろな事情があるので、これは多様性を踏まえてお考えいただきたいというのは国の方に要請をしているところでございまして、この辺の御理解はかなり知事会の中ではございますか。こういった全然別々ではないかという。

- ○上田知事 100%あります。
- ○林(文)委員 そうですか。どうもありがとうございました。
- ○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

私の方から、先ほど林宜嗣委員が、私の記憶が間違っていなければ、行政区画を前提にして連携によって解決できることも多いのではないか、多分そういう趣旨の御指摘があったと思いますが、その場合、1つの問題は、事務の内容によっては、政策的に、単位の行政区画で区切られた地方政府、自治体の意思決定が強く重視される。そういう事務もあると思うのです。そういうものを連携によって処理しようとするときに、現行の地方自治法制の中で十分に対応できるのか。定型的な事務であれば全く問題ないのですが、政策的なものがもしあるとすれば。

先ほどの保健所がそれに当たるかどうかわかりませんが、保健所を通じてさまざまな政策を単位自治体が果たそうとすると政策の選択の落差が生じますね。そういう点の問題があるのかなと思いまして、この辺について委員の皆様から何か御意見あるいは今日、御出席のお三方に対する質問はありませんでしょうか。大変重要な問題提起でありました。

どうぞ。

○林(宜)委員 今の事務事業の配分の在り方というのは、現行の行政を前提にしている

のですね。ところが、これからの行政はもっとビジネスをしていかなければいけないとか、 場合によっては、買い物難民、買い物弱者と言われている人たちに対してそれを何とかケ アしていかなければいけない。そういうさまざまな新しい行政の守備範囲が生まれてきて、 新しい公共というのは、今ある行政を新しい担い手でということではなくて、むしろこれ から高齢化が進み、人口が減少し、経済が停滞していく。その中で新しい行政が生まれて くる。これを今までの守備範囲の中での議論で本当に解決できるのだろうかという思いが あるんです。

今、恐らくそういう問題点がそれぞれの自治体で出てきているのではないかという気がしていて、そうすると、もう少し前を見て、今のガバナンスだったら無理よと。実際に行政区域を超えてやるためにはこういう条件が必要だということを早急に検討していかなければならないことではないか。大都市制度の議論も、どうも過去の今までの議論の中でやられてきていて、今後どうするのだという見通しの中での制度論でないとなかなか前が見えない気がするのです。

もう一つ、ついでに言わせていただきますと、施設経営の二重行政。実はかつては行政サービスの向上でいろいろな住民に対してサービスをしていこうという、財政的に非常に潤っている時代の1つの産物だったと思うのです。ところが、今や財政が悪くなってきて、しかも、利用者もどんどん減っていくことになっていくと、二重行政という問題も勿論ありますけれども、施設における事務事業の評価の問題ではないか。そうすると、二重行政どころか、1つでも要らないよという話になってきたりする可能性もある。その辺りは先ほど上田知事がおっしゃったように、運用の問題だと思うのです。

県と市が話し合って二重行政をなくしていくのも1つのあるべき姿でしょうけれども、 今、県と市が一緒になって施設の事業評価をやることによって運用に持っていくといった ことがないと、2つあるから1つにすればいいという話になってしまっている。

ある県で、政令市の中に県の施設と政令市の施設がある。県の施設には、政令市の住民 はその施設を使えない。これは本当かどうか、その自治体の方にお伺いしたので、多分そ ういうことはあるのだろうなという気はするのですが。その変わり、政令市の人は政令市 の施設を使ってくださいと。そうなると、これは二重行政にはならない可能性があります。 つまり、違う人が使っているのだから。

でも、そんなことが本当にあっていいのかということを考えると、利用者の数だとか、 施設のキャパシティーだとか、そういうものを含めて事業評価をやってみて、そこからこ の施設がどうなのかという議論をしていかないと、どうも、今は二重行政だから大都市制 度を変えていくという話になってしまっている気がする。

そういう意味では、後ろ向きだし、もっと前を向いてほしいし、現状をもう少し分析する中で行政の効率化あるいは効果を図っていくことの延長線上に制度を考えていただきたいという感じがするのです。

済みません、感想ですが。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、忘れてしまうといけませんので、先ほど太田委員が話されたもう一つの御質問について、これは竹内さんからまず伺わなければ。7ページに書いてあることの確認ということでしょうか。身近な行政では一体何が起こるのだと。

○竹内市長 ここで何を典型的に考えて住民に密着した行政として何が一番やりたいのか ということに関して答える場面だと思いますが、まず一つは、既に触れております国民健 康保険とか介護保険ということについては、いずれにしても、福祉とか医療保険の制度で 市町村の役割がなくなるとは思っていないのです。

だけれども、市町村ごとに国民健康保険料を決めたり、財源の補てんを一般財源から繰り出してやっているという制度のいろいろな問題点をその都市だけで解決できないのです。ですから、国民健康保険の赤字状態になった自治体は市町村の中でたくさんあります。こういうところが構造的な問題を嘆きながら、これは市町村では解決できないなと。高齢化が進んで、75歳以上は今、県単位の後期高齢者の広域連合でやっていますが、それ以前の健康保険に入っていない、あるいは共済組合に入っていない人は国民健康保険がカバーしているわけですが、構造的に収入は減る。したがって、保険料の収入も減る。人口の高齢化の中で医療費の負担は大きくなるし、歳出歳入が賄えない制度を市町村に持たせておく制度は考え直してもらわなければいけないというのは、国を含めて今、大きな議論のあるところです。

ですから、責任を免れようとか、関係がなくなるなどというのは全く思っていませんが、 制度運営とか、制度の設計をもっと国の方にシフトしないとできないのではないかと思い ます。介護保険も同様です。大変現場で困っている分野です。

あと、現在、地域の経済は非常に疲弊しているところが多くて、雇用の問題が顕在化している地域も多いので、市町村もそういったことについて大変積極的に産業政策などをやっております。これは産業政策、労働政策などをやっていますが、以前は県レベル以上で主にやっていた行政だと思います。そうしたことにかかわっていくにつれて国、県、市の間でどういう役割分担があるべきなのか、財源はどのように保障できるのか。企業誘致とか働く場の確保、職業の斡旋、いろいろなことをやっていますが、この辺は住民に密着した行政だと思って力いっぱいやっている分野です。

都市計画などの分野でも、線引きの制度は都道府県の権限になっていて、まちづくりにおいては大変重要な制度だし、合併をした市などでは特に線引き地域と未線引き地域が一緒になったりするので、少し困ったなと思っていますが、地域のまちづくり、あるいは生活を支える働く場の確保とか、いろいろな分野で市町村がもっと責任を持って住民の行政、生活を支えようとする分野がありますので、大幅な権限の移譲を含めて、財源の移譲を含めてもっと自由にできるようにしていただきたいと感じております。

例示にすぎませんが、以上です。

○碓井委員長 太田委員、それでよろしゅうございますか。

○太田委員 はい。

○碓井委員長 ちょっと私から恐縮ですが、国保、皆保険あるいは子ども手当、何でもいいのですが、市町村、今、大都市の問題を議論していますから大都市でいいのですが、それなりに事務所をお持ちですね。カバーできるわけですが、例えば県あるいは国ということになると、事務所が張りめぐらされているわけではありませんね。例えば県レベルですと、いろいろな名称の事務所を県内に設けていますが、それは限定されていますね。そうすると、住民との関係での保険料の関係にしても何にしても、事務所数が少ないわけですから、十分な把握もできない。かつてですとそういうところを機関委任事務という形で市町村にやってもらうことが可能だったわけですが、この辺は、竹内市長さん、何かうまいアイデアがおありなのでしょうか。あるいは財政責任は負ってもらって、実際の事務は私たちがやりますというのでは、それなりに意気込みがわかるのですが、どんなお考えでしょうか。

○竹内市長 介護保険料にしても、国民保険料にしても、地域で業務をやっている市町村が担当するのがいいと思いますし、子ども手当と言われている手当についても、支給事務などは市町村がやるのが一番合理的だと思っておりまして、そういったことは当然担っていく必要があろうかと思いますが、いきなり国の方からこれだけ負担しなさいとか、そういった仕組みになっているわけです。

全体の制度設計は国の方でされて、地方負担も決められている中で、しかし、さっき触れましたが、徴収に当たっての介護保険料についても国民健康保険料にしても、額は基本的に制度設計をされた中で、その地域ごとに算出して、地域ごとに違う額を地域の住民に負担を求める仕組みになっていますね。ちょっとこれは無理がある制度にこれからなっていくと思いますので、そういった辺りはもうちょっと先を見通した広域的な行政、広域連合なり、国なりの担当する部分をいろいろな意味で増やしていただきたいと思います。

○碓井委員長 わかりました。

では、辻委員、どうぞ。

○辻委員 中核市さんと知事会さんにそれぞれ内容について御質問したいのですが、中核市さんの出されたアイデアに関して2つお伺いしたいことがあります。

1つは、今回の中身の中には、1つ大胆な発想として基礎自治体を再編して、人口20~40万ぐらいに将来的な構想としてやっていこうというアイデアと、今日も説明の過程上、今の定住自立圏構想に引っかけまして、中核市と周辺市町村が提携していくというお話と2つあったと思います。この2つの発想は真逆の発想ではないかと思うのです。定住自立圏構想は今の市町村を前提に、何とか提携してやっていけないかという話。それに対して人口20~40万に再編していくというのは、思い切って新しい次元での基礎自治体再編をやっていこうということで、どちらに力点があるかということですね。

特に人口20~40万程度になりますと、奈良県の南部とかを全部集めてもなかなかこの人口に達しないとなると、巨大過ぎる市は人口規模が巨大なのかもしれませんが、面積規模

が巨大な市も表れてくる。こういうところについてどういうイメージをお持ちなのかお聞きしたいというのが1つです。

もう一つ、今回は大きなキャッチフレーズとして、政令指定都市並の権限をということになっていますので、県費負担教職員に関しては、とりあえず人事権、学級編制権をという話になっているのですが、指定都市会はこれに対して給与負担ですね。これも一緒に移してくれないと人事評価なども含めて的確に教育運営ができないのではないかという主張もあると思うのです。これに対して中核市としては、とりあえず人事権ということなのか、それとも給与権もあった方がねじれを解消できると思われているのか。この辺りの状況を教えてくださいということが2つ目の質問です。

知事会さんの方に関しては、これも2つばかり質問があります。

- ○碓井委員長 すみません、では、そこで切ってください。 では、仲川市長さん、お願いします。
- ○仲川市長 御質問ありがとうございます。

先ほどの20~40万程度への再編という1つの案と定住自立圏を含めた水平連携ということ、この2つが矛盾するのではないかという御質問だと思うのですが、これは地域ごとでさまざまな今までの歴史ですとか経緯がございますので、中核市市長会全体ということではございませんが、私の考えでは、強制的に20~40万規模に無理やり合併をするという形で再編していくのは非常に無理があると思っています。

行けるところは既に行ったと思いますので、今、残っているところは何かしらの理由があって合併がうまくいかなかったり、もしくは独自の道を歩もうと意思決定をされたところだと思いますので、この20~40万というのは、20~40万の単位で1つの基礎自治体を構成するというだけの方法ではなくて、水平連携も含めて20~40万という単位で地域を圏域としてくくっていくという発想でございます。

ただ、この圏域としてくくった場合に基礎自治体と同等の事務執行や権限ができるのかという論議がございます。この辺りについては具体的な制度設計はこれからいろいろと議論していく必要がありますし、場合によっては、既存のさまざまな規制を緩和していく必要があろうかと思っています。

例えば離島ですとか、山間部ですとか面積が非常に広いところだとこういった規模でくくるのが難しいのではないかということだと思います。これはまさに御指摘のように、今、どうしても論議が大都市制度に集中していますので、大都市ではない地方都市が日本ではほとんどでございますので、そういうところを現実的に考えれば、島嶼地域も山間地域も当然含まれるわけでございます。

そういった場合に、最初に申し上げたように、単純に人口という規模だけでくくることが不可能な地域も勿論出てきますので、この辺りは、やはり柔軟に対応していくべきものだと考えております。場合によっては、10万ということもあろうかと思いますし、さまざまなくくり方は出てくる。その意味で、中心的になるのは20~40万という、あくまでもモ

デルということでございます。

教職員の人事権に併せて給与に関する権限もということでございますが、今、私ども、これは中核市市長会全体として中核市教育長会からも意見を挙げていることですけれども、まずは人事権をということについてはかねてからの要望事項で挙げているわけでございます。併せて、それにまつわるさまざまな財源であるとか、さまざまな責任、業務といったものについても根本的に線引きをもう一度し直していくことが重要だと思ってございます。以上でございます。

○碓井委員長 では、辻委員、引き続きお願いします。

○辻委員 知事会さんの方では2つありまして、一番課題になってくるのは、2ページ目の3の②、③辺りではないかと思っています。3の①と④は、これが事実かどうかは別にして、何となくイメージとして理解しやすいところで、こういうことがあるから、もう少し周辺市町村の影響も考慮すべきだとか、当初の予定をしっかり勉強するべきだというのはごもっともな主張で、こういうことを慎重に検討していかないとなかなかうまくいかないのではないかなという感じがするのです。

私がイメージでよく理解できないのは、このうちの②と③で、道府県全体の広域調整機能が低下するおそれがあるという御指摘ですが、今、各道府県で聞いていると、現行でもかなり指定都市に配慮しながら行財政運営をされている。ばちばち目まぐるしく戦いをしているという印象はなくて、今までの経験の中でそれぞれ役割分担をしながらやっているというイメージで、かつて都市計画の分野とか、開発許可をめぐって云々というのはあったのですが、これも権限移譲が大分進みまして、事実上、大分決着している感じがするのです。こうした中で、②の中で実質上、最も重要なもので、仮に特別自治市ができたときに低下するおそれがあると思われる広域調整は具体的に何なのかを教えていただきたいというのが 1 点です。

2点目は、③です。特別自治市が自立したときにそれに伴って残余部分の県知事の仕事がやりづらくなるですとか、場合によっては特別市に税収が集中している場合には、行政がしづらくなるですとか、これは理解できると思うのですけれども、③で言っているのは、結局これをやると、特別自治市の市長の仕事がおろそかになるという御指摘です。これが具体的に何を意味しているかがよくわからないところがあります。

私もかつてさいたま市民であり、同時に埼玉県民であったのですが、さいたま市民と埼玉県民の経緯で見ても、これで何かさいたま市長が何かやって問題が起きたりするのかなというところで、個別具体的に前市長や現市長との関係で何か気になるところがあるのか。 ③の具体的なイメージ。どこが機能を果たせなくなるのかを教えていただきたいというのが2番目です。

よろしくお願いします。

- ○碓井委員長 では、上田知事、今の2点についてお願いいたします。
- ○上田知事 都道府県との後段の方から入れば、逆のことになるのではないかと思います。

では、都道府県は基礎自治体と同じ仕事もやれよと。基礎自治体と同じことを都道府県も やれるのではないかと。広域行政をやりながら、都道府県も基礎自治体がやる仕事ができ るのではないですかと、こういうことも言えるのかなと思います。③の回答ではですね。

つまり、基礎自治体として位置づけていくのか。それとも広域的な機能を持つ自治体として位置づけていくのか。そういう役割で見ていくのか。それとも特例市は県と同じようにするということであれば、まさに基礎自治体の部門は違う形で、東京都ではありませんが、特別区で区長を別個に選び、ちゃんと基礎的な事務、住民に密着した事務をそこでやっていただいて、そして、特例市の市長は、特別市内における広域的な事務をやっていくと。全部やるのですかと。それでは逆に都道府県知事も、広域的なこともやるし、基礎的な自治事務をやりますよということになりかねない話になるのではなかろうかということを言っている方がおられるのを御紹介させていただきました。これが1点です。

道府県の広域調整機能が低下するおそれと、これも経験に基づく部分で言われた話であります。防災などの災害時における機能で、先ほどもちょっと御紹介しましたが、レスキュー隊は政令市が持っていて、県が持っていない。ただ、埼玉県みたいにレスキュー隊は持っていないのですが、防災航空隊、ヘリ部隊を埼玉県は持っている。そして医療班、DMATを持っている各病院があります。そして消防本部の特別機動隊というか、レスキュー隊の3つを併せて、埼玉SMARTという形で連携組織をつくって、その連携組織を埼玉県内の災害地に派遣する。緊急時の危機管理に派遣する形をつくっているのです。

新潟市と新潟県などは政令市ができたばかりということもあり、その連携ができていないために新潟県の新潟市でない圏域での災害のときに派遣の要請を新潟市にお願いせざるを得ない。これはどちらかというと知事の仕事ではないか。しかし、知事にはその部隊がない。こういう事例があるので、そういうものはどう整理すればいいのだろうという。勿論埼玉県みたいな運用の方法もあるかと思いますが、それをつくるまでには若干の時間もかかるので、そういう部分が制度として本当にいいのかどうかという課題があることを御指摘させていただいているところでございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。では、斎藤委員、どうぞ。手短にお願いします。

○斎藤委員 わかりました。

それでは、先ほどから二重行政あるいは類似の施設の問題について幾つか御意見が出ていますが、それに関して別の提案が出ていたので、知事会の上田知事の御見解をお聞きしたい。

前々回、類似の施設、公共施設の問題も念頭に大阪府、大阪市の共同の御提案の中に任意事務あるいは随意事務の法定化を考えてほしいというものがありました。それはおそらく、大阪府市が考えておられる構想だと法定化することによって、新しい基礎自治体は小規模なものはやると。そうではなくて、大規模なものについては、新たな広域自治体がやって、それに現在の都区財政調整制度のようなものを組み合わせれば、大規模なプロジェ

クトな、大都市のこれからの投資的なものは広域自治体がやっていくのだというお話だっ たと思うのです。

ただ、それは一方で、国の法令による義務づけとか、枠づけはできるだけ廃止して、住民が考えてくださいという、この間の分権改革の方向性との適合性を考えなければいけないと思うのです。そこで1つは、上田知事はこういう類似の施設とかサービスについては、先ほどの知事さんのお言葉で言えば、住民の知恵を出してやってくださいと、国がいろいろ、新しい自治体はこれしかできませんよという義務づけはすべきではないというお考えなのかどうか。

ただ、それと関連して、大都市に関するいろいろな投資やプロジェクトで従来のようにバブリーなものを幾つもつくろうというのではなくて、超高齢化とかインフラの再整備に対応するもの、あと、ここでは今まで余り出てきませんでしたが、再生エネルギーについて県がやるのか市がやるのか。例えば川崎市などではメガソーラーの取り組みを市でなさっていますね。この辺りの新たな事業については、県がやるのか、それとも大都市として政令市がやるのか。これは地域ごとに特色があっていいと考えますが、ある地域ではそれは都がやりましょう。こちらでは政令市に任せますよと、その辺りは自由度があっていいとお考えかどうか。その2つを手短にお聞かせいただきたいと思います。

- ○碓井委員長 では、上田知事、お願いします。
- ○上田知事 もとより、地方六団体全部を通じて義務づけ、枠づけの廃止について運動を していて、現実に今、地域主権戦略会議の中でかなりの部分が整理されてきているところ ですので、自由度を高めることについては方向として私たちも進めているところでござい ます。

類似の施設だとか、類似の政策をともにやっていることについて、いい場合もあれば、 悪い場合もあるのかなと思っています。先ほどは図書館の例を申し上げました。制度融資 などは、本音の話で言うと、小さな市で、100万レベル、50万レベルの生活資金にしかなら ないものを、中小零細企業用の制度融資をつくって、利子補給を市が1%なら1%受け持 つという形で出したりしますが、出す方も金額が小さいから安易な審査、そして回収する 場合も金額が小さいからむきになって回収しない。

こういうのははっきり言って、そんなのは県がやっているから市はやらなくていいんだと市長が答弁すれば済むことですが、しかし、議会からそう言われると、何で市にないんだと。そうすると、わかりました、検討します、研究しますと言ってつくってしまう。

ここは大きな枠組みで県などがきちっとやった方が金額も大きくなって、実質的に役に立つ金額になりますし、そして回収に関しても、きちっと回収ができる。もっとも、制度融資といっても、実際は金融機関が貸すわけで、枠組みの部分の一部を県が担っているだけですが、大きな枠組みをつくり得るのは都道府県だと思います。あるいは政令市も同じようなことができるかと思います。

ただ、政令市も制度融資を持っている、県も制度融資を持っていると、どっちを使って

もいいですよ。あるいは両方使えるから両方を使うことで得をしたという事例もあるかと 思います。それが全部悪いことかというと、政令市と県の関係では、必ずしもそう言えな いのですが、でも、それでも整理した方がわかりやすいのかなと思っております。そうい う事例があると思います。図書館の事例は申し上げましたので申し上げませんが。

太陽光発電などの各家庭に対する補助金などは県としてやっている。市町村でも補助金をつけているところもあれば、ないところもある。これは両方重ねていけば住民にとっては幸せなことになりますので、それはそれとして認められるのですが、一方で、大規模なメガソーラークラスをどうしようかという議論になってくると、これはやはり調整した方がいいのではないかと思います。

実は、個人用のパネルでも商工会議所レベルでまとめて買って、太陽光発電を大量に買うからコストダウンをさせて、そして、加盟の商業者などの屋根につけていくことなどをやれば、共同購入ということですごく安くなりますので、例えば県と政令市、中核市あるいはまた特例市などと、そういう再生エネルギーに関しても、独自にやるよりは、何らかの形で共同でやっていくとか、機能を分担するのは必要だと思います。

埼玉県でもさいたま市もそういうものを意外にやらなかったということが判明しました。 1つは、さいたま市が政令市になってまだ5年しかたっていないこともあり、まだ積極果 敢にいろいろな事業展開をされておられなかったので、バッティングする場所が余りなか ったのですが、ここに来て積極的に出てこられていますので、そういう齟齬が見てきたの で、半年ほど前に企画調整会議を設けて、部門ごとに課題があればそれを調整していく。

埼玉県で決定的に問題があったのは、河川の整備は県ですけれども、下水道の整備は市だと。これはきちっと完成時期を併せれば両方とも有効に活用されるのですが、両方とも完成時期が異なれば、両方とも使えないことになりかねない事態が起こっていることもわかりましたので、今後は絶対ないようにということで、工事の段階から調整していこうと。全体としての調整会議と部門部門もやっていこうということで決めました。そういうことはできるのかなと思っています。

○碓井委員長 ありがとうございました。

では、畔柳副会長、お願いします。

○畔柳副会長 今のお話と少し絡んでしまうかもしれないのですが、少し見方を変えて、結果として、知事さんに御質問みたいになってしまうのですが、市民といいますか、企業といいますか、そういう目線で見たときの大都市問題を議論してやる問題意識は、国民からすると市民であり、県民であり、国民である。ダブっていますから、結果として、今の日本の問題の行財政サービスを効率化してほしいという一本の柱と、埼玉というわけではなくですが、全国的に言えば、地域経済を活性化して、成長させてほしいという2つの問題意識で大都市問題を原点的に議論すべきではないか。国民から見たときに。

そのときに、市なのか、県なのか、国なのかについては、ベストにやってほしいという のが国民のあれだと思うのです。そういう中で今、出てきているのは、1つは、広域経済 圏というのがITの発展とか道路網の発展で出てきているのではないか。それに対して県という組織は明治以来ずっと続いているのだなと。だれもが基礎自治体は必要だなと。国も必要だと。こういう中でどういう合理化あるいは成長政策を図っていくかという問題意識がベースだと思うのです。今回おまとめになった知事さんの在り方についてというのは、ちょっとそういう問題意識があってまとめられているのかどうかが少し違う感じがするのですが。

- ○碓井委員長 では、上田知事、お願いします。
- 〇上田知事 最初のときに申し上げたように、まだとりまとめてはおりません。これは各都道府県のヒアリングで重複した部分を整理してまとめたものでございます。そして、今日、出ることに関しては、ここの部門に関しては一定程度の集約した形の中で私が述べることに関しては、一任というのでしょうか、それはとりつけてきております。

今、お話にありました、行政サービスを合理化する視点は当然もう都道府県の立場の中でございます。二重行政サービス的なものを廃止しようと、これは当然ございます。そういうことは生じていませんと言い切った知事もおられます。そうではなくて、やはりあるよということで、それを克服する手は幾つもあるという話であります。

産業政策は都道府県の仕事だと。現時点においては国と都道府県の仕事だと思っております。ただ、私自身はもっと大きな枠組み、つまり道州ぐらいの枠組みの方がもっと責任が持てるのかなと思っております。

例えば農地の転用についても、我々は2ha以下しか権限がありませんので、一般的に埼玉県で1つの産業団地をつくるときには20ha以上ぐらいのレベルでつくっていきますので、それは農水大臣の許可になりますので、農水省との協議が残っております。あるいは道路付けの問題もそうだし、水の問題もそうであります。そして、一番必要な電気の問題などもそうです。

そういう意味での産業政策を実現する基礎的なインフラが都道府県あるいは大都市のコアである政令市にもない。それで経済成長について全部責任をとれというのはなかなか酷なところもあります。しかし、今の制度の中で我々が実現しなければいけないのは実現すべきだと考えて、ほとんどの知事さんたちが企業誘致合戦をやっていたり、何らかの形で制度融資の改革を行いながら、より中小企業の成長を図っていくとか、何らかの形で既に海外に拠点を設けておられる県があったり、かなり経済成長というか、産業政策を意識した形でやっております。

そういう意味でも、現時点においては、広域自治体としての都道府県の役割はそういったところが大きな役割があるという認識が基本的にあると思っております。

○碓井委員長 もう一人だけ御発言。

では、林知更委員、どうぞ。

〇林(知)委員 この問題は勉強していてちょっとよくわからないと思うことがいろいろ ありまして、知事さんの方で大都市制度の在り方は都道府県制度の在り方と表裏一体と指 摘されまして、それは非常によくわかる、まさに勉強しているとそういう問題意識を持つ ところであります。

つまり、基礎自治体に対してそれが担える権限はなるべく下ろしていこうと。大都市にはなるべく都道府県の権限も下ろしていくという在り方をしていった場合に行きつくところは特別自治市のように都道府県から独立したものをつくるというのが1つの構想としてあるというのは、考え方としては出てくるところだと思うわけであります。

そうしますと、逆として、もしこれでいけないとすれば、広域的な自治体が本来的に持たなければいけない権限はそもそも存在するのか。するとすれば何なのか。こういう問題になるのだろうと思います。

辻先生が御指摘になられた知事側の資料の3の③といったところは、要するに本来的に 基礎自治体が持つ仕事と、本来的に広域自治体が持つ仕事は、何か性質上、区別できるの ではないかという発想が暗黙のうちの背景にあると見られるわけです。それは一体何なの か。本当にそういうものが定義できるのかという問題が背後にあるのではないかという感 想を抱いております。

これは中核市市長会の資料でも、補完性の原則というものが出されていまして、国が担 うべき事項は国、広域的に処理するべき事柄は広域的な自治体。それ以外は基礎自治体と いう枠組みが示されるわけで、抽象的な形式化の次元においては、実はそれほど異論はな さそうであるにもかかわらず、その中身でどこに本当の対立点があるのかが余り見えてこ ない感想を抱いております。

もし本来的にその事柄の性質として事務を基礎自治体でやるのか、広域的にやるのかが 決まってくるという前提で考えていった場合には、それが明らかになって初めてその担い 手として既存の広域自治体制度の在り方でいいのかどうか。再編の必要があるのかどうか という筋道に本来なるはずであるにもかかわらず、その点で特に広域自治体の側と基礎自 治体の側でどういう見解の対立があるのかが集約されてこない。こういう印象を抱いてい るのですが、その点について、この点に今、対立点があるのだ、考え方の違いがあるのだ ということがもしあれば何か御指摘をいただきたいと思っております。

○碓井委員長では、これは上田知事にお願いします。

広域的自治体が本来的にやるものが何なのかという趣旨の質問です。

○上田知事 広域自治体の本来的な意味は、まさしくさっき言いました産業政策、防災政策といったところが中心になるかと思います。大きな枠組みで物事を考えていかなければいけないと思いますので、やはり産業政策はさっき申し上げましたように、基礎的なインフラがないことにはできない部分がありますから、小さな市町村で何か産業政策をやれといっても、舞台が小さいもので、どうにもならない。それでもアイデア行政の中で収益を上げたりする小さな自治体がないわけではありません。また、特段の特色を出して、長野県川上村みたいに高原キャベツ、レタス、特にレタスの真空パックに成功して高収益を上げている村がないわけでもありません。ただ、全体として産業政策を小さな基礎自治体に

負わせるのは酷な話かなと思います。

災害時は局面が限定されてくる場合が多いわけですから、その町やその市が過半全滅状況というのでしょうか、そういったところで市民を救えといっても限界がありますので、それは広域自治体がある意味では、全体の力を結集しながら救う。どうしても機材の部分でも高くなりますので、防災ヘリなどを各市ごとに持てなどという話になってくると大変なことになってしまいますし、維持メンテナンスだけでも相当な費用がかかってきますから、そういう基礎自治体でできないものを全部捨象していけば、おのずから広域自治体でやる内容が出てくると思います。

今は、保健所も先ほどお話が出たように、20~40万のくくりで一定の基礎自治体あるいはまた基礎的圏域という枠の中で保健所などを確認した形での健康保険行政みたいな形ができれば、その方が望ましいかもしれません。今、それがないもので、県が各地区に保健所を設けて、各市町村と連携しながら、市町村の健康行政あるいは福祉行政、医療行政などを一緒になってカバーするという形をとっております。そういう意味での具体的な都市の力が出てくれば、おのずからその役割は小さくなっていく。

今、広域自治体で、関西広域連合や九州広域行政体などで試験的に、国がやっていることも含めてどのぐらい広域的なことができるかなどを実験しているところですので、今後、そういう課題もしていけば、国も過大な事務を受けなくて、もう少し大きなくくりで政策をすると。

特に47都道府県が産業政策を競争していても余り見えないもので、なかなか競争にならなくて、自己満足でそれぞれが終わってしまうのではないかと。特に日本の役所はどこが1番だ、2番だ、3番だといって順位をつけたがらない。文科省の学力テストも順位をつけるのは嫌だと言っているぐらいですから。本当は10個ぐらいになったり、7つぐらいになったりすれば、つけなくてもわかってしまいますので、産業政策なら産業政策でどこの知事なり、長が一番優れているかが見えますので、そういうものが見えることで評価がしっかり固まるという形で、そういう評価ができるレベルの単位も必要ではないかなと思います。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

さまざまな御意見などをいただきましたが、時間が参っております。本日はここまでと させていただきたいと存じます。

上田知事、仲川市長、竹内市長のお三方のおかれましては、御多用のところ御出席いただき、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

次回は、4月16日午後3時より開催することといたします。開催に際しましては、改めて事務局より御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。